## 国際船舶制度

## 1. 国際船舶制度とは

わが国外航海運の国際競争力を確保し、日本籍船の減少に歯止めをかけるべく、日本籍船のうち国際海上輸送の確保上で重要な船舶を国際船舶と位置づけ、海外への譲渡、貸渡について届出制・中止勧告制を取る一方、税制上の支援措置を講ずるとともに、外国人船員(職員)の配乗を可能にする制度。平成8年10月に発足。

## 2. 国際船舶の要件

国際船舶は、以下①~④の要件全てに該当する日本籍船。(海上運送法施行規則第43条)

- ①2,000 総トン以上の船舶
- ②船舶安全法上の航行区域が遠洋または近海であること
- ③専ら外航に使用されている船舶(国際航海に100%使用されており、海上運送法、内航海運業法の事業計画により国内旅客、内航海運に使用されていないこと)
- ④以下のいずれかに該当する船舶
  - ・承認船員(外国人船舶職員)配乗船(船舶職員法第23条の2第1項の承認を受けた ものが船舶職員として乗り組んでいる船舶)
  - 代替燃料船
  - ※令和6年度税制改正の際に、わが国の外航海運事業者を取り巻く環境の変化等を踏まえた類型の見直しが行われ、令和6年4月1日より、上記船舶が5類型から2類型となった。

## 3. 国際船舶制度に係る措置

- (1) 税制
- ○登録免許税の課税の特例
- ○船舶の固定資産税の課税の特例
- (2) 外国の船舶職員資格の受有者に対する承認制度(平成11年5月~)

外国(STCW条約締約国)における船舶職員資格証明書を受有する者を、国土交通大臣の承認により、日本船舶の船舶職員として受け入れる制度。外国資格受有者の就業範囲については、当初、船長・機関長以外の職員であったが、平成19年6月に船長・機関長まで拡大。

以上